

# 2027年国際園芸博覧会参加ガイドライン

## 第7章-1 植物検疫及び植物に関する規制



公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

2024年8月

version1.0

## 目次

参加ガイドライン第7章-1の要旨	1
略語の一覧	1
1. 植物の輸入規制に係る関係法令等	2
1.1. 植物防疫法	2
1.2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	3
1.3. 遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	3
1.4. 外国為替及び外国貿易法	4
1.5. 大麻の栽培の規制に関する法律	5
1.6. 麻薬及び向精神薬取締法	5
1.7. 家畜伝染病予防法	6
1.8. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約	7
1.9. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	8
1.10. 植物検疫措置に関する国際基準 No.15	9
2. 植物の輸入検疫	10
2.1. 輸入条件の検索	11
2.2. 展示予定の輸入植物リストの提出	11
2.3. 展示植物の日本国向け発送前の連絡	11
2.4. 植物検疫に係る輸入禁止品	12
2.4.1. 土が付着している植物又は検疫指定物品（中古農業機械）の展示	12
2.4.2. 輸入禁止品の輸入許可制度	13
2.5. 農林水産省令で定められた輸入・移動禁止植物と対象地域	14
2.5.1. 輸出国の栽培地での検査が必要な植物、 輸出国での特別な検疫措置が必要な植物	14
2.5.2. 輸入禁止地域及び輸入禁止植物	14
2.5.3. 南西諸島及び小笠原諸島からの植物の移動規制	14
2.6. 植物検疫証明書	15
2.7. 輸入植物検査	16
2.7.1. 検査及び検査・消毒場所	16
2.7.2. 検疫指定物品	16
2.7.3. 植物検疫の対象にならない植物	17
2.7.4. 国際宅配便、国際郵便による植物類の輸入	17
2.7.5. 携行品による植物の輸入	18
2.7.6. 輸入植物検査手続と通関手続	18
2.8. 隔離検疫	19
2.8.1. 隔離検疫対象植物	19
2.8.2. 隔離検疫代替制度	20
2.8.3. 隔離検疫対象植物の輸入時期と手続	21
2.9. 輸入植物の会場到着後の管理	21
3. 植物の輸出又は再輸出	22
3.1. 博覧会展示終了後の植物の積戻し又は再輸出	22
3.2. 博覧会会場で購入した植物の海外向け輸出	22
4. こん包要件	24
4.1. 木材こん包材	24
4.2. 稲わら、もみ、もみ殻、麦わら、穀類のわら及び乾草等	24
別記様式：2027年国際園芸博覧会への展示予定の輸入植物リスト	26

## 参加ガイドライン第7章-1の要旨

本参加ガイドラインは参加者及び参加を検討する者が、円滑に植物類を日本国へ輸入できるように、日本国へ植物類を輸入する条件の確認方法、輸出前に準備すべき書類、植物の輸入方法、日本国へ到着後の植物検査受検申請手続等を解説するもので、2027年国際園芸博覧会（以下「本博覧会」という。）への展示を目的とする植物検疫及び関係法令の手引きとして作成している（2024年6月時点の情報に基づく）。

特に重要な点は以下のとおりである。

参加者は、本博覧会に植物類を海外から日本国へ輸入して展示するためには、後述する日本国の関係法令等を遵守しなければならない。

また、参加者は、参加検討時に各規定に定める輸入条件・手続を確認し、「2027年国際園芸博覧会に出展する輸入植物リスト（中古農業機械を含む）（別紙参照、以下「輸入植物リスト」という。）」を開催者に提出する必要がある。

そして、本博覧会の植物出展希望者のすべてに、開催者がより円滑に支援することができるよう、すべての参加者及び参加を検討する者に対して、輸入植物リストを開催者に送付する際に必要となる所定の期間を厳守していただくよう求める。所定の期間が守られないと、参加者や参加を検討する者にとって希望する形で展示ができなくなる可能性があるだけでなく、円滑な開催の実現が阻害されるおそれがあるので、くれぐれもご留意願いたい。したがって、参加者及び参加を検討する皆様の協力が欠かせない。

なお、参加者及び参加を検討する者は、本ガイドラインの情報を参考にするだけでなく、各所管省庁のホームページで、自ら最新情報を確認していただくことが重要である。

## 略語の一覧

略語	正式名称
CITES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)
CITES document	CITES 輸出許可書又は再輸出証明書 (CITES Export Permit or Re-export Certificate)
Expo	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
GM	遺伝子組換え (Genetically Modified)
GMO	遺伝子組換え生物 (Genetically Modified Organisms)
IPPC	国際植物防疫条約 (International Plant Protection Convention)
ISPM	植物検疫措置に関する国際基準 (International Standards for Phytosanitary Measure)
LMO	遺伝子組換え生物 (Living Modified Organisms)
MAFF	農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)
METI	経済産業省 (Ministry of Economy, Trade and Industry)
MHLW	厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare)
MOE	環境省 (Ministry of the Environment)
PC	植物検疫証明書 (Phytosanitary certificate)
PPS	植物防疫所 (Plant Protection Station)

## 1. 植物の輸入規制に係る関係法令・規制

参加者は、本博覧会に植物類を、海外から日本国へ輸入して展示するためには、植物類によって適用される関係法令が異なるため、その経るべき手続も異なることから、以下に列挙する日本国の関係法令等を遵守したうえで日本国へ植物を輸入しなければならない。

### 1.1. 植物防疫法

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、まん延を防止することを目的とした農林水産省所管の法律である。海外から日本国への病虫害の侵入を防ぐため、国・地域ごとに、植物の種類・部位ごとに、「輸入禁止品」(手続は 2.4.、2.5 参照)、「輸入検査品」(手続は 2.6.、2.7.参照)、「検査不要品」(手続は 2.7.3.参照) の3つに区分けされている。

また、この法律には、南西諸島及び小笠原諸島に分布する特定の病虫害、その寄主植物等の国内移動が規制されていること並びに植物等の輸出に関する規制もある。

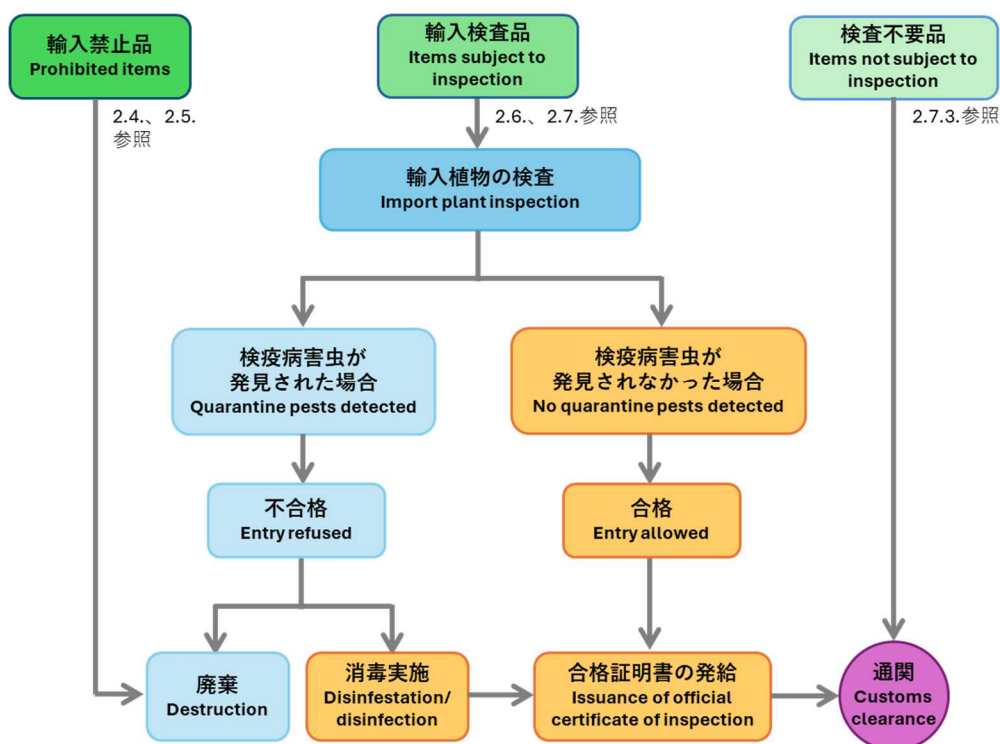


図1 輸入検査の流れ

植物防疫所の図をもとに開催者が作成



◇ 植物防疫所

日本語  
[こちら](#)



Other  
language  
menu  
[CLICK](#)



◇ 植物検疫に係る新たな情報の確認	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>	
? 以降、植物検疫に関する内容は植物防疫所問い合わせフォーム英語照会可	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>	



## 1.2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

この法律は、特定外来生物による生態系への悪影響を防止し、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的としている。

特定外来生物一覧に所載する「特定外来生物」の指定を受けた植物（種子を含む）及びその器官は、生態系の破壊、農業生産に影響を及ぼすため、許可なく輸入・飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・野外に放つことなどが禁止されている。また、この特定外来生物一覧に所載する「未判定外来生物」の指定を受けた植物を日本国に輸入する場合には、あらかじめ、環境大臣に届出が必要であり、輸入の可否判定までには、届出書の提出から6か月必要である。判定の結果、生態系等への被害のおそれがあるとされた植物は特定外来生物に指定されるため、許可なく日本国への輸入はできない。

参加者は、特定外来生物に指定されていない生物、又は特定外来生物及び未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として外来生物法施行規則で定めるもの以外の生物（生きているものに限る。）を輸入するには、輸出国政府機関等が発行した「種類名証明書」の添付が必要になる。種類名証明書には、輸入数量及び植物名（学名又は日本語、英語）が記載されなければならない。種類名証明書の添付が必要な植物を輸入できる港は、開催者が指定する港の中では、成田国際空港に限られており、郵便物での輸入はできない。通関時に当該種類名証明書を税関に提出しなければならない。また、同時並行輸入手続となる植物検疫では、輸入検査申請書に植物検疫証明書（原本）の添付が必要である。

特定外来生物一覧は不定期に更新されることがあるので、注意が必要である。

i ◇ 外来生物法に指定された特定外来生物一覧	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>	
? 環境省自然環境局野生生物課 外来生物対策室 gairai@env.go.jp	在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。直接連絡が必要な場合は日本語でお願いします。			

## 1.3. 遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）

この法律は、遺伝子組換え生物等の取扱いについて規制措置を講じることで、生物多様性への悪影響の未然防止等を図ることを目的としている。

環境中への拡散を防止せずに行う使用（開放系での使用）等は「第一種使用等」、拡散

防止措置により環境放出を防ぐ使用（閉鎖系での使用）等は「第二種使用等」と規定されている。






この法律では、未承認の遺伝子組換え農作物の第一種使用等をしようとする者は、事前に第一種使用等に関する規程を定めた申請書等を農林水産大臣及び環境大臣に提出し、承認を受ける必要がある。生物多様性に影響が生ずるおそれがないとして承認された遺伝子組換え農作物は、開放系での使用等が認められる。

ただし、博覧会会場がある神奈川県はの遺伝子組換え作物交雑等防止条例では、開放系での使用が認められた遺伝子組換え作物についても、栽培を行う場合には周辺農業者に対する説明会を開催の上、栽培開始 90 日前までに届出を行う等の手続が必要と定められている。

遺伝子組換え農作物の第二種使用等をしようとする者は、事前に拡散防止措置を定めた申請書を農林水産省に提出し、農林水産大臣の確認を受ける必要がある。拡散防止措置等の確認を受けた遺伝子組換え農作物は、適切な拡散防止措置として確認した装置・施設内に限定して使用等ができる。本博覧会会場に拡散防止装置・施設を設置する場合には参加者負担となる。

農林水産省では、日本国で未承認の遺伝子組換え農作物が、栽培用の種子や苗として輸入されることがないように、輸入時に植物防疫所が行う立入検査又は輸入者が届出を行い実施する生物検査を行っている。いずれかの検査において、未承認の遺伝子組換え農作物が確認された場合には、日本国内での流通や栽培はできない。

また、ゲノム編集植物についても、その取扱いを定めた通知等に基づき、適切に対応し取り扱う。ゲノム編集技術により得られた植物を使用する場合には、当該植物の開発者や輸入者等は、その使用に先立ち、農林水産省に相談し、確認を受けた上で使用することになる。

	◇ 遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	日本語 <a href="#">こちら</a>	
	 農林水産省消費・安全局 農産安全管理課 +81-3-6744-2102	在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。直接連絡が必要な場合は日本語でお願いします。	
	◇ 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例	日本語 <a href="#">こちら</a>	
	 神奈川県環境農政局 農水産部農政課		

#### 1.4. 外国為替及び外国貿易法（外為法）

この法律は、対外取引の正常な発展、日本国や国際社会の平和・安全などを目的に外国為替や外国貿易などの対外取引の管理や調整を行うための法律である。同法に基づき、特定の貨物の輸出入、特定の国・地域を仕向地とする貨物の輸出、特定の国・地域を原産地・船積地とする貨物の輸入などを行う場合には、経済産業大臣の許可や承認が必要となる。

けしの実及び大麻草の種子を輸入しようとする者は、同法に基づき、輸入貨物について輸入植物検査に合格するとともに、通関時に「熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証明する書類」(注1)を税関に提出しなければ、この法律により輸入が認められない。また、ワシントン条約(CITES)対象の植物についても、その輸入の前に、条約に基づくCITES許可証(注2)の取得とともに、この法律による手続が必要となる。



◇ 熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証明する書類の発行

日本語  
[こちら](#)



厚生労働省関東信越厚生局  
麻薬取締部 +81-3-3512-8691  
tokyoncd@mhlw.go.jp

在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。直接連絡が必要な場合は日本語でお願いします。

### 1.5. 大麻草の栽培の規制に関する法律(大麻草栽培規制法)(注3)

この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的としている。同法に基づき、大麻草の栽培、大麻草の種子の輸出入などを行う場合には、厚生労働大臣の免許、許可等が必要となる。

発芽可能な大麻草の種子については、同法第2条第3項に掲げる大麻草栽培者が輸入する場合又は発芽不能未処理種子を輸入し、発芽しないように処理をする場合であって、厚生労働大臣(地方厚生局長)の許可を受けた場合でなければ輸入できないことになっている。また、発芽しないように処理をした大麻草の種子については、厚生労働大臣(地方厚生局長)が発行する証明書の交付を受けなければ輸入できないことになっている。



◇ 大麻草の種子の許可書又は証明書の発行

日本語  
[こちら](#)



厚生労働省関東信越厚生局  
麻薬取締部 +81-3-3512-8691  
tokyoncd@mhlw.go.jp

在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。直接連絡が必要な場合は日本語でお願いします。

### 1.6. 麻薬及び向精神薬取締法(麻向法)(注4)

この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入等について必要な取締りを行うことなどにより、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としている。麻薬原料植物や大麻草の輸出入などを行う場合には、厚生労働大臣の免許、許可等が必要となる。

注1 証明書発行までの期間は約1か月である。

注2 詳細は、後述。

注3 下記事項については、令和7年施行

注4 大麻草の規定については、令和6年施行

麻薬原料植物や大麻草の輸入については、同法に基づく免許を得た麻薬輸入業者が輸入のつど、あらかじめ厚生労働大臣の許可を受けた場合でなければ原則輸入できないことになっている。

#### 麻薬原料植物として指定されている植物

- ・ エリスロキシロン・コカ・ラム (和名コカ) *Erythroxylum coca* Lam
- ・ エリスロキシロン・ノヴォグラナテンセ・ヒエロン *Erythroxylum novogranatense* Hieron
- ・ パパヴェル・ブラクテアツム・リンドル (和名ハカマオニゲシ) *Papaver bracteatum* Lindl
- ・ 三ー [(二ージメチルアミノ) エチル]ーインドールー四ーイルリン酸エステル (別名サイロシピン) 及びその塩類を含有するきのご類 (厚生労働大臣が指定するものを除く。)
- ・ 三ー [二ー (ジメチルアミノ) エチル]ーインドールー四ーオール (別名サイロシン) 及びその塩類を含有するきのご類 (厚生労働大臣が指定するものを除く。)



#### ◇ 麻薬原料植物の輸入等

日本語

[こちら](#)



厚生労働省関東信越厚生局  
麻薬取締部 +81-3-3512-8691  
tokyoncd@mhlw.go.jp

在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。直接連絡が必要な場合は日本語でお願いします。

### 1.7. 家畜伝染病予防法

この法律は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止により、畜産振興を図ることを目的としている。動物の伝染病が日本に持ち込まれると、日本国の畜産や公衆衛生に大きな被害をもたらす可能性があることから、牛、豚、山羊、羊、馬、うさぎ、蜜蜂、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びあひる、がちょうその他のかも目の鳥類等の動物に加え、これらを原料とする肉、ソーセージ、ハム、ベーコン、卵、骨、皮、被毛、角等の畜産物並びに穀物のわら、飼料用乾草の日本国への輸入は、同法により輸入を禁止又は制限している。また、日本国に輸入できる空港・海港も指定されている。

上述の動物、畜産物、穀物のわら、飼料用乾草を、海外から日本国に持ち込む場合には、日本国への輸入条件を満たし、輸出国政府機関の発行する検査証明書を取得しなければならない。なお、動物検疫は輸入用途（展示を含む商業用、個人消費等）、輸送形態（貨物、旅客手荷物等）及び重量を問わず、我が国に持ち込まれるすべての品目が対象であり、輸入に当たっては動物検疫所への申請が必要である。

また、わら及び乾草は植物検疫の対象でもある。なお、日本国から動物や畜産物を持ち出す場合には、輸入時と同様に空港・海港にある動物検疫所での輸出検査が必要である。



#### ◇ 畜産物の輸出手続

日本語

[こちら](#)



Other language menu

[CLICK](#)



農林水産省動物検疫所  
企画管理部企画調整課  
+81-45-751-5923

在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。直接連絡が必要な場合は日本語でお願いします。

## 1.8. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）

この条約は、野生動植物の特定の種が過度に国際取引に利用されないように、これらの種を保護することを目的としている。同条約に基づく許可書等の発行を経済産業省が所管している。絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物を附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの 3 つの分類に区分し、附属書に掲載された種についてそれぞれの必要性に応じて国際取引の規制を行っている。ワシントン条約規制対象種に該当する植物かどうかを調べるには、まず、種の学名を特定する必要がある。

ラン、リュウゼツランといった植物は、近年日本に輸入された際、ワシントン条約上の必要な手続の不備等により税関で差し止められた事例があるので注意が必要である。

ワシントン条約該当植物を本博覧会に輸入し展示するためには、「植物検疫証明書」と「CITES 輸出許可書又は再輸出証明書（以下「CITES 輸出許可書等」という。）」の両方の書類が必要である。なお、両書類の原本が必要であり、植物名は学名で正確に記述され、同一でなければならない。

区分	概要	詳細
附属書Ⅰに記載される植物	絶滅のおそれのある種で、国際取引の影響を受けているか受けるおそれがある種。 商業目的の国際取引は原則禁止。	日本国に展示目的で輸入できる附属書Ⅰ掲載種の植物は、繁殖又は条約適用前に取得されたものに限る。博覧会に展示する目的で輸入するためには、輸出者は輸出国 CITES 管理当局が発行する「CITES 輸出許可書等」を取得しなければならない。 「CITES 輸出許可書等」に記載される目的コードは Q（サーカス又は移動展示）でなければならない。 「CITES 輸出許可書等」を取得した後、輸入者が経済産業省に輸入申請を行い、経済産業大臣から発給される輸入承認証を取得しなければならない。 輸入者は日本国に輸入する際には、「CITES 輸出許可書等」及び輸入承認証を税関に提示しなければならない。
附属書Ⅱに記載される植物	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、国際取引を規制しなければ絶滅のおそれのある種。 商業取引としての輸入は条件付きで可能。	博覧会に展示目的で輸入するためには附属書Ⅰと同様に、輸出国 CITES 管理当局が発行する「CITES 輸出許可書等」が必要である。 特定国（輸出を厳格に規制し他国に協力を求めている国：2023年7月現在、イスラエルの植物全種、インドの植物全種（ただしダルベルギア・シソ（ <i>Dalbergia sissoo</i> ）及びダルベルギア・ラティフォリア（ <i>Dalbergia latifolia</i> ）を除く。）、パプアニューギニアのラン科全種）からの輸入に限っては、輸出国で「CITES 輸出許可書等」を取得した後、輸入者が経済産業省に事前確認申請を行い、経済産業省から発給される事前確認書を取得しなければならない。 輸入者は「CITES 輸出許可書等」及び事前確認書を併せて税関に提示しなければならない。特定国以外からの輸入の場合は「CITES 輸出許可書等」を税関に提出しなければならない。
附属書Ⅲに該当する植物	当該植物を附属書Ⅲに掲載した条約締約国が自国内の植物を保護する	当該植物を附属書Ⅲに掲載した条約締約国を原産地とする場合は、輸出者が輸出国管理当局から「CITES 輸出許可書等」を取得する必要がある。また、特定国（輸出を厳格に求めている

	<p>ために、他の締約国の協力を必要とする種。商業取引としての輸入は条件付きで可能。</p>	<p>国：2024年2月現在、インドが附属書Ⅲに掲げた植物全種)からの輸入に限っては、輸入者が経済産業省に事前確認申請し、事前確認書を取得する必要がある。</p> <p>輸入の際は、輸入者は「CITES 輸出許可書等」及び事前確認書を併せて税関に提示しなければならない。特定国以外からの輸入の場合は、「CITES 輸出許可書等」を税関に提出しなければならない。</p> <p>また、附属書Ⅲに掲げた国以外の国から輸入される植物の場合は輸出国の公的機関が発行する原産地証明書が必要である。輸入者は、原産地証明書を税関に提出しなければならない。</p>
--	--	--



◇ 規制対象植物の確認  
附属書 I、II、III 該当か否か

日本語  
[こちら](#)



English  
[CLICK](#)



経済産業省貿易経済安全保障局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室  
+81-3-3501-1723  
bzl-cites\_japan@meti.go.jp

在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。電話連絡が必要な場合は日本語でお願いします。

### 1.9. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

この法律は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図り、生物多様性の確保及び良好な自然環境の保全により、国民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するために制定された。

種の保存法に規定されている絶滅危惧種のうち、国内の絶滅危惧種は「国内希少野生動植物種」、ワシントン条約附属書 I 掲載種を含む国外種は「国際希少野生動植物種」に指定されている。これらの個体等（個体（一部については種子を含む。）、器官、加工品）の国内取引等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる）や販売・頒布を目的とした陳列・広告は原則禁止されている。

ただし、個体等のうち、植物の種子と、りゅうぜつらん科・きょうちくとう科・サボテン科・そてつ科・とうだいぐさ科・フォウキエリア科・ゆり科・うつぼかずら科・らん科・サラセニア科の種子及び繁殖させた個体は、上述の取引が可能である。国際的に希少な野生動植物の一部の種については、ACES に登録することにより、合法的に輸入された標本でも上記の取引等が可能となる場合がある。

さらに、種の保存法では、特定第一種国内希少野生動植物種（注5）を除く国内希少野生動植物種の輸出入を原則禁止されている。輸出は、国際的に協力して行う学術研究・繁殖等、特定の目的の場合にのみ認められ、事前に環境大臣の証明が必要である。なお、特定第一種国内希少野生動植物種を除く規制対象種の輸出入に際しては、外為法に基づく一定の手続が必要である。



国内取引等の規制については、学名を特定し、規制対象となる種の分類を確認した上で、環境省に、輸出入規制については経済産業省に問い合わせること。なお、規制対象種は不定期に変更されるため、リストの更新を注意深く監視することを推奨する。

注5 日本国内に分布する、商業的な繁殖が可能な種。ナンバンカモメラン（マコデス・ペトラ）等

<b>i</b>	◇ 制度全般、国内取引等の規制、国内希少野生動植物種の輸出の認定について			
	● 種の保存法 規制対象種一覧	日本語 <a href="#">こちら</a>		
	● 種の保存法とは	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>
	<b>?</b> 環境省自然環境局野生生物課 条約法令係 +81-3-3581-3351 (代表) <a href="mailto:shizen_yasei_shunohozon@env.go.jp">shizen_yasei_shunohozon@env.go.jp</a>		在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。電話連絡が必要な場合は日本語をお願いします。	
	◇ 外為法に基づく輸出入の手続について			
	● 輸入	日本語 <a href="#">こちら</a>		● 輸出
				日本語 <a href="#">こちら</a>
	<b>?</b> 経済産業省貿易経済安全保障局 貿易管理部野生動植物貿易審査室 +81-3-3501-1723 <a href="mailto:bzl-cites_japan@meti.go.jp">bzl-cites_japan@meti.go.jp</a>		在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。電話連絡が必要な場合は日本語をお願いします。	

### 1.10. 植物検疫措置に関する国際基準 No.15 (国際貿易における木材こん包材の規制)

植物検疫措置に関する国際基準は、植物に有害な病害虫の侵入・まん延を予防し、植物検疫措置の調和を図るために国際植物防疫条約の総会で採択された国際基準である。国際基準 No.15 は、木材こん包材の国際貿易上の移動に伴う検疫有害動植物の侵入・まん延リスク低減のための検疫措置に関する国際基準として 2002 年に制定されている。この詳細は、4 節で後述する。

<b>i</b>	<b>?</b> 植物防疫所の問い合わせ フォーム 英語照会可	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>	

\*5MB を超えるメールは受信拒否される場合がある。

## 2. 植物の輸入検疫

植物防疫法に基づき、参加者が本博覧会用に植物を輸入する際の手続は以下のとおりである。ただし、植物によっては別の関係法令の適用がある場合がある。

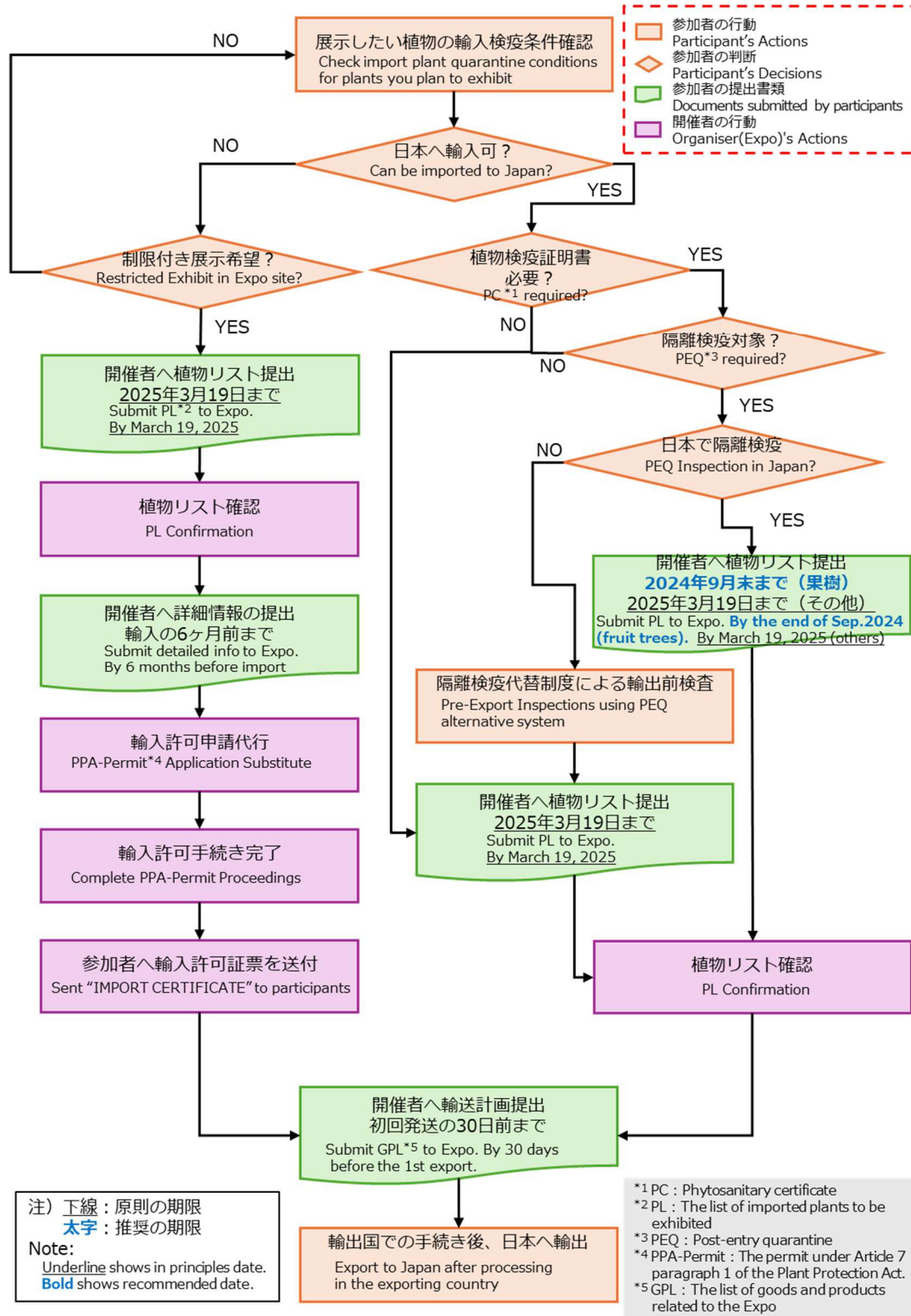


図2 展示予定植物の検討から輸出までの貨物の手続概要フロー（開催者が作成）

©GREEN × EXPO 2027

## 2.1. 輸入条件の検索

参加者及び参加を検討している者は、海外から日本国へ植物を輸入する際の輸入の可否、輸入条件を、植物防疫所ホームページの「輸入条件データベース」で検索するか又は植物防疫所に尋ねて確認するよう推奨する。



◇ 輸入条件データベース  
(注6)

日本語  
[こちら](#)



English  
[CLICK](#)



## 2.2. 輸入植物リストの提出

特別規則第7号第22条第4項に基づき提出を求める輸入植物リストの対象品目には、

- ①種苗類、切花、果実、野菜などの植物、
  - ②検疫指定物品（中古農業機械）、
  - ③輸入許可制度を利用して輸入する品目、
  - ④乾燥果実・キノコ類等植物検疫の対象とならない品目、及び
  - ⑤植物培養資材を含む展示予定の品目
- が含まれる。

参加者は、すべての対象品目について原則として博覧会開催の **2年前（2025年3月19日）までに「輸入植物リスト」を開催者（[participation@expo2027yokohama.or.jp](mailto:participation@expo2027yokohama.or.jp)）に提出**しなければならない。このリストには、本博覧会に展示を予定される品目の植物検疫の区分、植物検疫以外の規制、植物の学名、数量、植物の部位、サイズ、生産地、輸入時期、（出展場所が屋内か屋外かの別を含む）出展形態等を別記様式にしたがって記載（以下「輸入植物リスト」という。）すること。なお、参加を検討する者も期限までに上述の情報提出を強く推奨する。提出期限を過ぎると、展示できなくなる可能性がある。

ただし、**隔離検疫対象の果樹類**は、2025年2月末までには隔離検疫のため植付けを完了する必要がある。このため、参加者及び参加を検討する者は、出展予定の輸入植物リストを **2024年9月末までに提出**することを強く推奨する。提出期限を過ぎると、展示できなくなる可能性がある。

開催者は提出された輸入植物リストを確認し、必要に応じて、植物の輸入条件の詳細、輸出から輸入・会場到着までの注意事項について参加者にお知らせする。

## 2.3. 展示植物の日本国向け発送前の連絡

参加者は、以下に示す連絡期限までに以下の連絡項目を開催者（[participation@expo2027yokohama.or.jp](mailto:participation@expo2027yokohama.or.jp)）へ連絡しなければならない。

---

注6 植物防疫所ホームページの「輸入条件データベース」が閲覧できない場合がある。このような場合には、アドレスの先頭を https から http に戻すことで閲覧できる。

輸送方法	連絡期限	連絡項目
外国から発送される貨物	本博覧会に関連する物品・製品の初回発送の遅くとも30日前まで	a. 参加者氏名及び住所 b. 輸出者の氏名及び住所 c. 輸入者の氏名・住所・連絡先及び推奨物流事業者等の氏名・住所・連絡先 d. 日本国内に搬入する植物名（学名）及び数量 e. 日本国への発送予定年月日及び日本国到着予定年月日 f. 日本国に到着する港又は空港の名称 g. 輸送方法（国際宅配便、国際郵便物を含む） h. 船荷証券番号等の貨物に関する情報
携行品 （注7）	出国の15日以上前まで	上述の a～f の項目

## 2.4. 植物検疫に係る輸入禁止品

以下の植物及び検疫指定物品（2.7.2.参照）等の輸入が植物防疫法で禁止されている。

a. 土、土が付着している植物又は土若しくは植物残さが付着している検疫指定物品
b. 農林水産省令で定める輸入禁止地域から発送され、又は輸入禁止地域を經由した農林水産省令で定める植物（2.5.参照）
c. 検疫有害動植物
d. 寄生植物 例示； Loranthaceae オオバヤドリギ科、 Orobanchaceae ハマウツボ科、 Cassytha sp. スナズル属、 Cuscuta sp. ネナシカズラ属、 Pedicularis sp. シオガマギク属、 Rafflesia sp. ラフレシア属）
e. a～d の容器包装



◇ 検疫有害動植物

日本語

[こちら](#)



English

[CLICK](#)



### 2.4.1. 土が付着している植物又は検疫指定物品（中古農業機械）の展示

参加者が、土が付着している植物又は検疫指定物品を展示しようとする場合は、次の方法のいずれかを行わなければならない。

a. 植物に付着した土を完全に除去し、新しいピートモス、ミズゴケ、バーミキュライト、パーライト等の資材で保護して輸出し、日本国での輸入植物検査合格後に日本の土に植え替える。
b. 本博覧会開催前に種苗類を日本に輸出し、しばらく日本国内で育成させる。
c. 輸出前に「検疫指定物品」に付着した土及び植物を完全に除去して輸出する。
d. 盆栽のように土と植物が分離不可能な場合は、輸入許可制度（2.4.2.参照）を利用する。

注7 参加者のスタッフが日本国に持ち込む植物

#### 2.4.2. 輸入禁止品の輸入許可制度

農林水産大臣は、博覧会会場に展示される植物が 2.4.輸入禁止品に該当する場合、特別な条件を付して、輸入禁止品の輸入を許可することができる。盆栽のように土と植物が分離できない状態で、植木鉢等に植栽されている植物や輸出国で行うことが植物防疫法で求められている栽培地検査を受検できなかった場合を想定している。

輸入許可手続は開催者が代行する。したがって、参加者は、輸出予定の6か月前までに、植物リストの提出に加え、必要な項目（輸送方法・経路（郵便物の場合は発送地）、輸送中の包装状態、輸入後の管理方法・場所、利用期間、利用後の処理方法等）を、開催者（[participation@expo2027yokohama.or.jp](mailto:participation@expo2027yokohama.or.jp)）宛に日本語又は英語で連絡する必要がある。

日本国農林水産大臣の輸入許可が下りると、開催者から許可条件と許可証票を参加者宛送付する。参加者は許可条件に従い、分散防止措置を行った上で、許可証票を添付して、植物防疫所気付けとして輸入しなければならない。

参加者（又はその代理店）又は申請者である開催者は、日本国到着後の輸入植物検査に立ち会わなければならない。植物防疫官の検査の結果、農林水産大臣が指令する輸入許可条件に合致すれば、輸入が認可される。その後、参加者（又はその代理店）又は申請者は、関税法上の手続を税関で行い、展示施設へ当該品目を移動することになる。

なお、この上述の手続により日本国内へ搬入された植物は、展示終了後は、日本国内で植物防疫官立会いの下、廃棄処理が原則である。しかしながら、展示終了後に返送又は第三国に再輸出する場合は事前に仕向け先国の輸入条件を調べ、必要に応じて許可書を取得しておけば、返送又は第三国への再輸出も可能な場合がある。返送又は再輸出の場合には、併せて、税関に関税法上の積戻し又は再輸出手続が必要となる。

輸入許可により輸入された植物は「輸入禁止品」に該当するため、博覧会での展示に際しては、以下の条件を満たす施設で展示する必要があり、そのための設備・機材等は参加者負担となる。

##### 輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準

- a. 天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であって、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。
- b. 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとられていること。
- c. オートクレーブ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。
- d. その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。
- e. 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。（開催者が担当）





## 2.5. 農林水産省令で定められた輸入禁止植物・移動禁止植物と対象地域

### 2.5.1. 輸出国の栽培地での検査が必要な植物（植物防疫法施行規則 別表1の2）、 輸出国での特別な検疫措置が必要な植物（同別表2の2）

植物防疫法施行規則 別表1の2及び別表2の2の表に記載される国・地域の植物は、日本国への輸入が禁止されている。しかし、同表に記載される栽培地における検査、遺伝子診断、血清学的診断、精密検査、消毒等の基準を満たすことで輸入検査品となり、輸入植物検査で対象病害虫が存在しないことが確認されれば、日本国への輸入が可能になる。日本国への輸入に際しては、同表に記載される基準を満たした旨が、植物検疫証明書の追記欄に記述される必要がある。

なお、上述の別表は法令改正により、植物名、対象地域等が追加又は削除されることがあるため、注意が必要である。



**i** ◇ 対象地域、検査対象植物、検査方法、追記事項記載例

● 輸出国の栽培地での検査が必要な植物（別表1の2）	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>	
● 輸出国での特別な検疫措置が必要な植物（別表2の2）	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>	

### 2.5.2. 輸入禁止地域及び輸入禁止植物（植物防疫法施行規則 別表2）

植物防疫法施行規則 別表2の表に記載される植物又は植物の部分は、輸入禁止品対象病害虫が同国・地域に発生しているため、日本国への輸入が禁止されている。ナシ属、リンゴ属、ポケ属、サンザシ属、ザイフリボク属、シャリンバイ属、アンスリウム属、バショウ属、サルカケミカン属、ミカン科等一部の生植物の輸入が禁止されている国・地域がある。また、サツマイモ生塊根、ジャガイモ生塊茎、麦わら、稲わら、もみ、もみ殻等の輸入が禁止されている国・地域もある。

**i** ◇ 対象国・地域、植物及び対象検疫病害虫

● 輸入禁止地域及び輸入禁止植物（別表2）	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>	
-----------------------	----------------------------	--	----------------------------------	---

### 2.5.3. 南西諸島及び小笠原諸島からの植物等の移動規制

南西諸島のうち、沖縄県、奄美群島及びトカラ列島並びに小笠原諸島には、地域によって発生する病害虫は異なるが、アフリカマイマイ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガ、ミカンキジラミ、カンキツグリーンング病といった重要な病害虫が発生しているため、生きたこれらの病害虫、その宿主・寄主植物等の未発生地域への移動は、それが日本国内であっても、植物防疫法で規制されている。

これらの病害虫の宿主・寄主植物である、サツマイモ生塊根、アサガオ属、ヒルガオ属、ミカン属生植物等は、これらの病害虫の未発生地域へ原則、移動できない。



◇ 植物等の移動規制

日本語

[こちら](#)



## 2.6. 植物検疫証明書

参加者は、日本国に植物又は検疫指定物品を輸入するためには、輸出国政府機関による輸出植物検査を受け土及び検疫有害動植物が付着していないことが確認され、又は信ずる旨を記載した植物検疫証明書（原本）を、輸入を希望する植物又は検疫指定物品の申請書に添付しなければならない。この植物検疫証明書を取得する際に、日本国政府機関の「輸入許可証」の提出を要求されることがあるが、日本国は輸入許可制度を採用していないことに留意されたい。

植物検疫証明書は原本が原則であるが、輸出国の確認システムによりコピーの真正性が確認できるとコピーを有効とされる場合がある。各国・地域の確認システムの不具合や停止等により、植物防疫所において検疫証明書の有効性が確認できない場合は、有効な植物検疫証明書の写しとして認められない。また、電子発給様式でない場合（QRコードがない場合）は、電子媒体での確認は不可である。

参加者は、迅速な輸入のために輸出国で発行された植物検疫証明書に正確な内容が記載されていることを確認しておくべきである。輸出国によっては、植物検疫証明書を取得するために、申請から検疫証明書の取得までに多くの時間がかかる場合や、料金が発生する場合がある。したがって、参加者は、現地における植物検疫証明書の発給状況を、予め輸出国政府機関に確認し、迅速に植物検疫証明書を取得できるよう、事前に十分準備すべきである。

日本国では、乾燥した品目であっても、こく類、まめ類、香辛料、漢方薬、木材、ドライフラワー、園芸資材、肥料、飼料の多くは、植物検疫証明書が必要であるため注意が必要である。

### 植物検疫証明書の添付が免除される植物

植物防疫法施行規則第4条において、栽培用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないもの（肥料、飼料等の農林業の生産資材に供されるもの、輸入禁止品を除く）は、植物検疫証明書の添付が免除されている。



◇ 植物防疫所において輸出国の確認システムにより  
検査証明書の真正性を確認できる国・地域

日本語

[こちら](#)



◇ 植物検疫証明書の添付が免除される植物の見直し

日本語

[こちら](#)



## 2.7. 輸入植物検査

### 2.7.1. 検査及び消毒場所

日本国に輸入される植物類・検疫指定物品は、農林水産省令で指定された港に輸入され、植物防疫所が指定した検査場所で輸入植物検査を受けなければならない。

農林水産省の指定港のうち、横浜港、川崎港、東京港、東京国際空港（羽田空港）、成田国際空港の 5 港を開催者が指定した。上述の指定港又は博覧会会場を管轄する植物防疫所に輸入検査申請された植物又は検疫指定物品は、植物防疫官によって、輸出国政府機関が発行した植物検疫証明書が添付されているか、必要な追記事項が記載されているかの書類審査がなされた後、輸入禁止品でないかどうか、土が付着していないか、検疫有害動植物が付着していないかどうか等、荷口の大きさに応じて規定数量を抽出して検査される。輸入植物検査申請時に植物検疫証明書の添付がない場合又は追記がない場合は、廃棄又は返送が命じられ輸入できない。

輸入植物検査に際しては、輸入者又は推奨物流事業者等は検査に立ち会い、植物防疫官の指示により必要に応じて運搬、荷解き、荷造りその他の措置を行わねばならない。輸入植物検査の結果、輸入禁止品に該当せず、土又は検疫有害動植物が付着していない場合は合格となり輸入できる。不合格の場合には消毒、廃棄又は返送が命じられる。消毒可能な検疫病害虫のみが付着していた場合は、海港・空港にある植物防疫所長が指定する消毒施設で消毒が可能である。本博覧会会場では消毒を行うことはできない。

指定港で輸入検査を行うことにより展示に支障をきたす恐れがある場合、又は万一混載品等に紛れて未検査のまま博覧会会場に展示予定品が届いてしまった場合等、特別な事由がある場合に限り、博覧会会場での輸入植物検査の受検が可能になる。これらの場合には参加者は開催者（[partipation@expo2027yokohama.or.jp](mailto:partipation@expo2027yokohama.or.jp)）に早急に連絡しなければならない。

本博覧会会場での販売や無料配布用の輸入植物（種子、穀類、豆類、嗜好・香辛料、薬用、飼料等を含む）は、税関上免税対象品であっても輸入植物検査に合格したものでなければ、販売・配布はできない。

### 2.7.2. 検疫指定物品

検疫指定物品とは、植物防疫法に定められた検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして、農林水産省令で定められた物品で、現時点では以下の中古農業機械が該当物品である。

- |   |
|---|
| a. 整地・耕作用として農業、園芸又は林業に使用した機械                  |
| b. 農業用に使用した草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベレー、収穫機、又は脱穀機 |
| c. 農業用トラクター                                   |

海外から輸入される検疫指定物品は、輸出国政府機関が発行した植物検疫証明書が必要である。同証明書には、清掃され、土や植物残さが付着していないことを証明する追記が必要である。

上述の中古農業機械は、税関上免税対象品であっても、空港又は海港の指定された検査

場所で検査され、合格したものでなければ、会場で実演・展示することはできない。



◇ 植物検疫の対象となる輸入中古農業機械の範囲

日本語

[こちら](#)



### 2.7.3. 植物検疫の対象とならない植物

以下の植物類は、輸入植物検査の対象とならない植物であり、検査不要品である。そのため、輸入植物検査を受けることなく、通関手続きができる。

- a. 製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品
- b. 国際基準 No.15 に適合した消毒が行われ、国際基準 No.15 に適合した表示が付された木材こん包材
- c. 籐及びコルク
- d. 麻袋、綿、綿布、へちま製品、紙、ひも、綱等の繊維製品及び粗繊維（原綿を含む）であって植物の包装材料として使用されたことがないもの
- e. 製茶、ホップの乾花及び乾たけのこ
- f. 発酵処理されたバニラビーン
- g. 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物
- h. あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、モモ及びりゅうがんの乾果
- i. ココヤシの内果皮を粒状にしたもの
- j. 乾燥した香辛料であって小売用の容器に密封されたもの



◇ 輸入植物検疫の対象とならない植物

日本語

[こちら](#)



### 2.7.4. 国際宅配便、国際郵便による植物類の輸入

#### 【国際宅配便の場合】

国際宅配便で輸入される植物類は貨物扱いとなり、上述の輸入植物検査と同じ流れで、輸入植物検査・通関が行われ国内に輸入されるため、上述を参照されたい。

なお、国際宅配便による植物の輸出入を取り扱わない国際宅配便の会社もあるようなので、直接会社への事前確認をお勧めする。

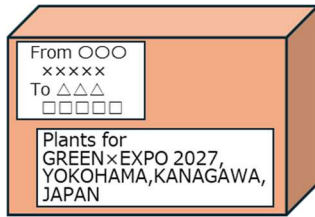
#### 【国際郵便の場合】

国際郵便による植物類の日本国への輸入は、小包郵便物、小形包装物に限定されており、信書等での輸入は禁止されている。国際スピード郵便（EMS）を含む海外からの国際郵便物は、国際郵便物を通関する日本国内に所在する国際郵便局に到着する。郵便物に植物類が含まれている場合は、郵便局から植物防疫所に検査依頼があり、郵便局員立会いの下に植物防疫官による輸入植物検査が行われる。輸出者は、植物検疫証明書を外装又は内装に添付しなければならない。

輸入植物検査の結果、合格であれば外装に「植物等検査合格証印」が押印され、その後、

税関検査が行われ、問題がなければ通関され、名宛人（輸入者）に郵送される。輸入者は、郵便物が届いた際には開封する前に、郵便物の外装に以下の「植物等検査合格証印」があることを確認しなければならない。植物類が含まれている郵便物の外装に「植物等検査合格証印」がない場合は、開封しないですぐに最寄りの植物防疫所への連絡が必要である。

また、輸出者は、本博覧会会場に直送する場合、外装に「2027年国際園芸博覧会展示用植物在中」又は「Plants for GREEN×EXPO 2027,YOKOHAMA,KANAGAWA,JAPAN」と明記する。保税手続については、必要に応じて別途案内する。



小包郵便物の表示例（開催者作成）



植物等検査合格証印（見本）

（原図：植物防疫所 HP）

<b>i</b>	◇ 国際郵便物での植物類の輸入	日本語 <a href="#"><u>こちら</u></a>	
	◇ 最寄りの植物防疫所	日本語 <a href="#"><u>こちら</u></a>	

### 2.7.5. 携行品による植物の輸入

個人が、海外から手荷物として植物を日本国に持ち込む際には、入国審査後、税関検査の間に植物検疫の検査を受ける必要がある。検査申請時に植物検疫証明書の添付が免除される一部の植物を除いては、輸出国政府が発行する植物検疫証明書の添付がないと、お土産や少量の植物であっても日本国に持ち込みできないため、注意が必要である。

<b>i</b>	◇ 携行品による植物の輸入	日本語 <a href="#"><u>こちら</u></a>		English <a href="#"><u>CLICK</u></a>	
----------	---------------	-----------------------------------	--	---	--

### 2.7.6. 輸入植物検査手続と通関手続

日本国の空港・海港に貨物扱いの植物が到着すると、輸入者は、輸入植物検査の申請手続を行わなければならない。この輸入植物検査申請手続については、輸入者自身が行うこともできるが、手続の進行と会場への搬入を円滑に行うためには、推奨物流事業者への代行依頼を推奨する。

推奨物流事業者へ代行依頼される場合の注意点としては、空港においては、推奨物流事業者が輸入植物検査申請手続から通関終了まで対応する。一方、海港においては、通関手

続は、推奨物流事業者が、輸入検査手続・検査立会及び消毒手続・消毒立会は、横浜植物防疫協会又は東京植物検疫協会が対応していることが多い。なお、輸入者と推薦物流業者及び／又は上記協会との間で契約を行うことで、輸入手続の円滑化につながる。

## 2.8. 隔離検疫

日本国に輸入される果樹苗木・穂木、花き球根類、サツマイモ、ジャガイモ、サトウキビを輸入して、本博覧会に展示しようとする場合には、隔離検疫を経る必要があるため、特に注意が必要である。これらの植物は、輸入検査では発見できないウイルス病などに侵されている可能性がある。そのため、これらの植物は、港での輸入植物検査後に、植物防疫所の隔離検疫施設に移送して、他の植物から隔離して栽培され、生育中に生物検定（接木検定や汁液接種検定）や精密検定（血清学的診断や遺伝子診断等）等の検査が実施される（隔離検疫）。このため、本博覧会期間中にこれらの植物を展示するためには、本博覧会開始前に隔離検疫に合格した植物を植栽する必要があるため、隔離検疫を見越して、十分に事前に準備する必要があるため注意が必要である。

### 2.8.1. 隔離検疫対象植物

隔離検疫対象植物は、組織培養体を含む以下の種苗である。

- |  |  |
|--|--|
| A. 以下の果樹類の苗木・穂木  |  |
| <i>Castanea</i> Mill.(クリ属)、  | <i>Citrus</i> L. (ミカン属)、                               |
| <i>Fortunella</i> Swingle (キンカン属)、   | <i>Fragaria</i> L. (オランダイチゴ属)、                         |
| <i>Juglans</i> L. (クルミ属)、  | <i>Malus</i> (Tour) Mill. (リンゴ属)、                      |
| <i>Myrica</i> L. (ヤマモモ属)、  | <i>Poncirus</i> Raf.( <i>Pseudaegle</i> Mig.) (カラタチ属)、 |
| <i>Prunus</i> L.(サクラ属)、  | <i>Pyrus</i> L. (ナシ属)、 <i>Ribes</i> L. (スグリ属)、         |
| <i>Rubus</i> L. (キイチゴ属)、   | <i>Vaccinium</i> L. (コケモモ属)、                           |
| <i>Vitis</i> L. (ブドウ属)、  | <i>Ananas comosus</i> (L.) Merr. (パイナップル)              |
| B. ジャガイモ ( <i>Solanum</i> 属 <i>tuberosum</i> 亜属)の生塊茎   |  |
| C. サツマイモ ( <i>Ipomoea batatas</i> Lam.)の生塊根  |  |
| D. サトウキビ ( <i>Saccharum officinarum</i> L., <i>S. barberi</i> Jeswiet, <i>S. sinense</i> Roxb.,<br>Crossbreeding species) の生茎葉・地下部 |  |
| E. 以下の属・種に属する植物の球根類 (未展葉芽を含む)  |  |
| <i>Amaryllis</i> L. (アマリリス属)、  | <i>Anemone</i> L. (アネモネ属)、                             |
| <i>Begonia</i> L. (ベゴニア属)、   | <i>Crocus</i> L. (クロッカス属)、                             |
| <i>Dahlia</i> Cav. (ダリア属)、   | <i>Freesia</i> Klatt. (フリージア属)、                        |
| <i>Galanthus</i> L. (ガランサス属)、  | <i>Gladiolus</i> L. (グラジオラス属)、                         |
| <i>Gloxinia</i> L.Her. (グロキシニア属)、  | <i>Hippeastrum</i> Herb.(ヒッペアストラム属)、                   |
| <i>Hyacinthus orientalis</i> L.(ヒヤシンス)、  | <i>Iris</i> L. (アイリス属)、                                |
| <i>Lillium</i> L. (ユリ属)、   | <i>Narcissus</i> L. (スイセン属)、                           |
| <i>Ranunculus</i> L. (ラナンキュラス属)、   | <i>Sinningia</i> Nees (シンニンギア属)、                       |
| <i>Tulipa</i> spp. (チューリップ)  |  |
| F. 以下のアリウム属植物の球根   |  |
| <i>A. aflatumense</i> , <i>A. albopilosum</i> (= <i>A. christophii</i> ), <i>A. cowanii</i> (= <i>A. neapolitanum</i> ),           |  |
| <i>A. cyaneum</i> , <i>A. flavum</i> , <i>A. giganteum</i> , <i>A. heldreichii</i> , <i>A. karataviense</i> , <i>A. moly</i> ,     |  |

*A. narcissiflorum*, *A. ostrowskianum* (= *A. oreophilum*), *A. pulchellum*,  
*A. rosenbachianum*, *A. schoenoprasum*, *A. schubertii*, *A. serratum*, *A. ursinum*,  
*A. unifolium*, *A. victoralis*

対象植物	隔離検疫期間	注意
A:果樹類	1年間（必要な場合には、さらに1～2年間延長）	2025年2月末までには隔離検疫施設において、植付けを完了する必要がある。
B:ジャガイモ C:サツマイモ D:サトウキビ E.F:花き球根類	一作期間（数か月～1年）	秋植え球根は、2025年11月末までに、春植え球根は2026年5月末までに隔離検疫施設において植付けを完了する必要がある。

植物防疫所の隔離検疫施設の他、大量に輸入されるサトウキビ、パイナップル、花き球根類は周囲50m以内に同じ科に属する植物が存在しない等の条件に適合している場合、また、一部の果樹類は密閉性の高い鉄骨造り等の恒久的な施設であること等の条件に適合している場合には、植物防疫所長が指定する民間の隔離ほ場又は検疫施設（本博覧会会場も含む）での隔離検疫が認められる。ただし、これらの民間施設を利用した隔離検疫には費用がかかり、その費用はすべて参加者の負担となる。したがって植物防疫所の隔離検疫施設での隔離検疫を経て合格したうえで植物を本博覧会で展示することを強く推奨する。

### 2.8.2. 隔離検疫代替制度

球根類の中には、日本国と輸出国の二国間の合意に基づき、輸出国で栽培中に検査が行われ、合格した球根が日本国向けに輸出される隔離検疫代替制度がある。また、輸出国内で栽培中に検査が行われ、合格した球根が特殊容器に封入されて輸入されるものもある。隔離検疫代替制度が利用できる国及び球根の種類は以下のとおりである。該当する場合は同制度の利用を推奨する。

生産国	球根
オランダ	アイリス属、アマリリス属、ヒッペアストラム属、アリウム属、グラジオラス属、クロッカス属、ダリア属、チューリップ属、ヒアシンス属、フリージア属、ベゴニア属、ユリ属
ベルギー	ベゴニア属、ユリ属
フランス	ユリ属
ニュージーランド	チューリップ属、ユリ属
チリ	ユリ属
(特殊容器入り)	
オランダ	アマリリス属、ヒッペアストラム属、ヒアシンス属
南アフリカ	アマリリス属、ヒッペアストラム属



- ◇ 隔離栽培が必要な植物
- ◇ 球根の隔離検疫代替制度

日本語  
[こちら](#)



### 2.8.3. 隔離検疫対象植物の輸入時期と手続

輸入者は、隔離栽培を実施する場合、次の書類を期限までに植物防疫所に提出しなければならない。隔離検疫対象植物は、輸入港での輸入検査に合格すると植物防疫所から輸入者へ隔離栽培に関する通知書が送付される。

隔離栽培を実施するほ場又は施設	対象品目	提出書類	提出期限	手続
植物防疫所の隔離検疫施設	対象植物すべて	隔離対象植物輸入計画書	輸入の2か月前まで	①輸入者は通知書に対する回答を植物防疫所に口頭で連絡する。 ②植物防疫所は植物輸入認可証と隔離栽培実施通知書を発給する。 ③隔離検疫対象植物は通関手続後に隔離検疫施設へ移送され植付けられる。
植物防疫所長が指定する民間の隔離ほ場又は検疫施設	果樹類	果樹類隔離栽培計画書	輸入の2か月前まで	①輸入者は通知書に対する回答書を植物防疫所に提出する。 ②回答書に問題がなければ植物防疫所は植物輸入認可証と隔離栽培命令書を発給する。 ③隔離検疫対象植物は通関手続を経て隔離ほ場又は検疫施設に移送され植付けられる。
	花き球根類等	球根類等隔離栽培計画書	輸入の1か月前まで	

隔離栽培中にウイルス病等により病していることが判明した植物は、植物防疫官によって抜き取り廃棄される。隔離検疫中の植物は、隔離栽培検査終了後までは植物防疫所の管理下にある。したがって、輸入者は仮に隔離検疫対象植物が、民間の施設にあるとしても、これを他の場所に移動することは認められない。

隔離検疫合格後に、植物防疫官から合格証明書が発給され、合格となった植物は輸入者に引き渡される（植物防疫所長が本博覧会会場での隔離検疫を認めた場合を除く）。上述のように隔離検疫には、最低約1年から3年といった長期の期間が必要である。特に、果樹類は2年以上隔離検疫が必要となることがあるため、植え付け時期、輸送期間を考慮して輸出時期を相当程度早目に決定することが重要である。

### 2.9. 輸入植物の会場到着後の管理・連絡

参加者は会場に到着した植物に病害虫の発生、植物の枯死・萎凋等の異常、その他の異変が確認された場合は、直ちに開催者（info@expo2027yokohama.or.jp）に連絡が必要である。

### 3. 植物の輸出又は再輸出

#### 3.1. 博覧会展示終了後の植物の積戻し又は再輸出

展示終了後に、本博覧会会場に展示された植物を、参加国又は第三国に再輸出する場合、輸入国の植物検疫に係る要求事項に基づく手続が必要となる。多くの場合、輸出植物検査を受検し、植物検疫証明書を取得したうえ、通関後に輸出しなければならない。

なお、輸出に関しては、土付き植物の輸入を禁止している国が多いことに注意されたい。また、展示終了後の植物を出展国又は第三国等に輸出する場合、輸入国によっては、輸出植物検査前に会場内栽培ほ場での検査（栽培地検査）や消毒等、特別な措置が必要な植物もある。事前に輸入国の輸入許可証の取得が必要な国もあるので、事前に確認しておくことが肝要である。

農林水産大臣による輸入許可植物は、その輸入許可条件に従い、返送又は廃棄となる。ワシントン条約に該当する展示植物も積み戻す場合には、植物防疫所及び税関に返送（再輸出）のための手続、自国へ再輸出する場合「CITES 輸出許可書等」を取得するための再輸出申請手続が必要である。




なお、輸出に使用する木材こん包材についても、後述する国際基準 No.15 を遵守しなければならない。そのため、輸入時に使用し、保管しておいた木材こん包材の再利用を推奨する。

#### 3.2. 博覧会会場で購入した植物の海外向け輸出

参加者が、本博覧会会場で購入した植物を輸出する場合でも、3.1の場合と基本的に同様である。日本からの輸出に必要な輸出植物検査を受検し、植物検疫証明書を取得したうえ、通関後に輸出しなければならない。さらに、輸入国（輸出先国）の輸入植物検疫条件に適合する必要がある。したがって、輸入国政府機関へ問い合わせする等の事前確認は欠かせない。事前確認をした上で、日本国の植物防疫所への相談を推奨する。

輸出植物検査は、東京国際空港、成田国際空港、横浜植物防疫所のほか全国の植物防疫所や登録検査機関で受検できる。

なお、サボテン科、ラン科、アロエ属等ワシントン条約に係る植物の海外へ持ち出しには、輸出植物検査を受けるだけでなく、経済産業省から輸出承認証及び CITES 輸出許可書等の取得が必要になる。

	◇ 輸出簡易情報検索 (植物防疫法)	日本語 <a href="#">こちら</a>		English <a href="#">CLICK</a>	
	◇ 輸出検疫情報 (植物防疫法)	日本語 <a href="#">こちら</a>			
	◇ ワシントン条約に係る海外への持ち出し手続		日本語 <a href="#">こちら</a>		

**?** 経済産業省貿易経済安全保障局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室  
+81-3-3501-1723  
bzl-cites\_japan@meti.go.jp

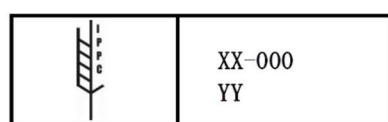
在日大使館・総領事館、推奨物流事業者等を通じて問い合わせてください。  
電話連絡が必要な場合は日本語でお願いします。

## 4. こん包要件

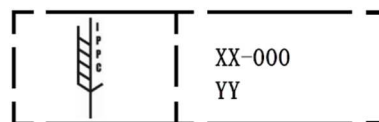
### 4.1. 木材こん包材

貨物の保持・運搬等国際貿易に用いる木材こん包材（木箱、木枠、木製パレット、ショアリング用木材、スキッド、ダンネージ、ケーブルドラム等）は、国際基準 No.15 で承認された検疫処理が適正に行われなければならない。その消毒済証明表示は、以下のとおりである。樹皮は除去が原則であるが、幅3cm未満の樹皮、幅3cmを超える場合、樹皮面積の合計が50cm<sup>2</sup>以下の場合には許容される

ISPM No15 で定めた処理がされていない木材こん包材が使用されていた場合は、輸入港で消毒、廃棄又は返送等の検疫措置が執られることがあるので注意されたい。



スタンプ (stamp)



ステンシル (stencil)

記号の例示：XX:国コード、000：生産者コード、YY:処理コード（熱処理：HT・臭化メチルくん蒸：MB・誘電加熱処理：DH・フッ化スルフル処理：SF）

#### 規制対象外の木材こん包材

- すべてが厚さ6mm以下の木材で作製された木材こん包材
- 接着剤、熱、圧力若しくはそれらの組み合わせで製造された合板(プライウッド)、パーティクルボード、オリエタルストランドボード又はベニヤ等の加工木材ですべて作製された木材こん包材
- 製造工程で加熱処理されたワイン及び蒸留酒用の樽
- 有害動植物が存在しない状態にする方法で加工されたワイン、葉巻、商用贈答箱
- おが屑、かんな屑及び木毛
- 輸送機器に恒久的に装着されている木製部品



◇ 植物検疫措置に関する  
国際基準 No.15

日本語  
[こちら](#)



English  
[CLICK](#)



### 4.2. 稲わら、もみ/もみ殻、麦わら、穀物のわら及び乾草等

輸入禁止対象病害虫発生国及び口蹄疫発生国からの稲わら、もみ、もみ殻、むしろ等これらに準じる加工品及び麦わら、つと、こも等これらに準じる加工品並びに穀物のわら及び乾草は、こん包充填用としても使用できない。日本国への輸入は禁止されているため、廃棄又は返送となるため注意されたい。

根拠法令	品目	輸入禁止対象国・地域
植物防疫法（1.1参照）	稲わら、もみ、もみ殻、むしろその他これに準じた加工品	朝鮮半島及び台湾を除く諸外国
	麦わら、つと、こもその他これに準じた加工品（オオムギ属、コムギ属、ライムギ属植物及びカモジグサ属植物の茎葉）	イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、欧州、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド
家畜伝染病予防法（1.7参照）	穀物のわら及び乾草	以下の国以外の国 <b>ヨーロッパ地域</b> アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン <b>南北アメリカ地域</b> アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る。）及びリオネグロ州に限る。）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ <b>オセアニア地域</b> オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ

## 別記様式：2027年国際園芸博覧会への展示予定の輸入植物リスト

別記様式 Appendix

2027年国際園芸博覧会に展示予定の輸入植物リスト（中古農業機械を含む）

List of imported plants to be exhibited in the International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan (including used agricultural machinery)

提出月日 (Date of Submission)	01-May-24
受付年月日 (Date of Reception)*	
受付番号 (Reception Number)*	

### A 参加者情報 (Participant Information)

参加国/地域名	Country/region name	
連絡担当者氏名	Name of contact person (Given (middle) FAMILY)	
所属・地位	Her/His affiliation/position	
電話番号	Phone number	
メールアドレス	Email address	
住所	Address	

注 (Notes)

\* 開催者入力欄 (Organiser's input fields)

\*\* ドロップダウンリストから選択 (Select from the dropdown list)

\*\*\* 草丈 (樹高) が1.5mを超える場合は必ず記入 (Be sure to fill in if the plants/trees are over 1.5m in heightL)

\*\*\*\* 特記事項があれば記入 (例：隔離検査を日本で実施：2.8.1参照、隔離検査代替制度を利用：2.8.2参照、盆栽：2.4.2参照、参加者負担が必要な展示・品目：1.2、2.4.2、2.8.1参照) If there are any special notes, please write in detail. (e.g.: Post-entry quarantine inspection in Japan (See 2.8.1); Use of alternative method of post-entry quarantine (See 2.8.2); Bonsai (See 2.4.2); Item to be exhibited at the participant's expense (See 1.2, 2.4.2 and 2.8.1), etc.)

### B 詳細情報 (Detailed Information)

番号 No.	植物検疫の区分** Plant quarantine (PQ) categories	植物検疫以外の規制** Regulations other than PQ	植物の名称 (学名) Botanical name (Scientific name)	植物の名称 (一般名) Botanical name (Common name)	植物の部位** Plant parts	サイズ (草丈、樹高等)*** Size (The height of the plants/trees etc.)	梱数 Number of packages	数量 Quantity	生産地 The place of production (Country/region, state, etc.)	参加形態** Mode of Participation	備考 (出展形態を含む) **** Remarks (including Form of exhibition)
例 Ex	隔離検査対象植物 (Items subject to post-entry quarantine)	無 (None)	<i>Tulipa</i> spp.	Tulip	球根 (Bulb)	-	9,000 pcs	30 boxes	Netherlands	屋外出展 (Outdoor exhibition)	Alternative method of post-entry quarantine
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

### C 追加情報 (Additional Information)

輸送方法	Transportation methods	
初回輸入予定月日	Scheduled date of the first import	
輸入予定回数	Planned number of imports	
荷送人氏名	Name of shipper	
所属・地位	Her/His affiliation/position	
電話	Phone number	
メールアドレス	Email address	
住所	Address	
荷受人氏名	Name of consignee	
所属・地位	Her/His affiliation/position	
電話	Phone number	
メールアドレス	Email address	
住所	Address	